

大口町告示第135号

おおぐち男女共同参画推進会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年12月25日

大口町長 鈴木雅博

おおぐち男女共同参画推進会議設置要綱の一部を改正する要綱

おおぐち男女共同参画推進会議設置要綱（平成15年大口町告示第94号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「推進会議」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、同条第2項中「出席がなければ、」の次に「会議を」を加える。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（書面審議）

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

おおぐち男女共同参画推進会議設置要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会議)</p> <p>第7条 推進会議の会議(以下「<u>会議</u>」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、<u>会議を開催することができない。</u></p> <p>3 推進会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p><u>(書面審議)</u></p> <p>第8条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、委員長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 推進会議の庶務は、地域協働部地域協働課において処理する。</p> <p>(その他必要事項)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。</p>	<p>(会議)</p> <p>第7条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。</p> <p>3 推進会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 推進会議の庶務は、地域協働部地域協働課において処理する。</p> <p>(その他必要事項)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。</p>